別表第二（第三条関係）

一　爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号。第一条から第六条までの規定に限る。）

二　刑法（明治四十年法律第四十五号。第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第九十四条、第百六条（第二号を除く。）、第百八条、第百九条第一項、第百二十二条、第百二十七条から第百二十七条まで、第百二十八条（同法第百二十四条第一項に係る部分を除く。）、第百四十六条、第百九十九条、第二百三条（同法第百九十九条に係る部分に限る。）、第二百二十六条、第二百二十八条の二第一項、第二百二十六条、第二百二十八条（同法第二百二十五条の二第一項及び第二百二十六条に係る部分に限る。）、第二百三十六条、第二百三十九条から第二百四十一条（第二項を除く。）まで及び第二百四十三条（同法第二百三十六条、第二百三十九条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の規定に限る。）

三　海底電信線保護万国連合条約罰則（大正五年法律第二十号。第一条第一項及び第二項の規定に限る。）

四　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。第百九条（第十二号（同法第百条第一項及び第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定に限る。）

五　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。第六十九条の六、第六十九条の七第一項（第四号にあっては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、第五号にあっては同法第五十二条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十条第一項（第三号（同法第十六条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第七号（同法第二十一条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十四号（同法第二十四条第一項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十六号（同法第二十五条第六項の規定により同法第十条第一項の閣議決定が行われたときに課された許可を受ける義務に係る部分に限る。）、第十九号、第二十号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号（同法第四十八条第三項に係る部分にあっては同項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第五十二条に係る部分にあっては同条の規定により同項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）及び第二項の規定に限る。）

六　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。第百八条の二（人命の保護又は治安の維持の用に供する無線設備に係る部分に限る。）の規定に限る。）

七　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。第六十条（第二号に係る部分に限る。）の規定に限る。）

八　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号。第五条、第六条並びに第七条第一項及び第二項の規定に限る。）

九　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号。第三十八条第一項及び第二項、第三十九条、第四十条、第四十二条並びに第四十三条の規定に限る。）

十　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号。第三十一条、第三十一条の二及び第三十一条の三（第四号に係る部分に限る。）の規定に限る。）

十一　関税法（昭和二十九年法律第六十一号。第百九条第一項、第三項及び第四項（いずれも同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）、第百九条の二第一項、第三項及び第四項（いずれも同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号及び第五号の二に係る部分に限る。）並びに第百十二条第一項（同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）及び第百九条第一項（同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）並びに第百十二条第一項（同法第百九条第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）及び第百九条第一項（同法第六十九条の十一第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）並びに第百十二条第一項（同法第百九条第一項第二号、第三号、第五号及び第五号の二に係る部分に限る。）

十二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。第百十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項並びに第百二十一条の規定に限る。）

十三　日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号。第三条及び第五条第一項から第三項までの規定に限る。）

十四　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号。第二十六条及び第二十七条の規定に限る。）

十五　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。第三十一条から第三十一条の四まで、第三十一条の六から第三十一条の九まで及び第三十一条の十一から第三十一条の十三までの規定に限る。）

十六　新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法（昭和三十九年法律第百十一号。第二条第一項の規定に限る。）

十七　公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損壊行為の処罰に関する法律（昭和四十三年法律第百二号。第一条第一項、第二条第一項及び第三条の規定に限る。）

十八　航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）

十九　火炎びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）

二十　航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和四十九年法律第八十七号。第一条から第五条までの規定に限る。）

二十一　人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）

二十二　細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号。第九条及び第十条の規定に限る。）

二十三　流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和六十二年法律第百三号。第九条第一項から第三項までの規定に限る。）

二十四　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号。第三十八条から第四十一条までの規定に限る。）

二十五　サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成七年法律第七十八号）

二十六　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第六十七条から第七十一条までの規定に限る。）

二十七　対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号。第二十二条及び第二十三条の規定に限る。）

二十八　組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。第三条（第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。）、第四条（同法第三条第一項第七号、第九号及び第十号に係る部分に限る。）、第六条（第一項第一号に係る部分に限る。）並びに第六条の二第一項及び第二項（いずれも同法別表第四第一号（同法別表第三第一号（同法第三条（第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十五号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第二号イからハまで、ニ（刑法第百八条、第百九条第一項及び第百十七条第一項前段に係る部分に限る。）、ヘ、チ（刑法第百四十六条前段に係る部分に限る。）、ソ（刑法第二百二十六条に係る部分に限る。）及びネ（刑法第二百三十六条及び第二百三十九条に係る部分に限る。）、第三号、第六号、第十六号（外国為替及び外国貿易法第六十九条の七第一項に係る部分については、同項第四号にあっては同法第四十八条第三項の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分、同法第六十九条の七第一項第五号にあっては同法第十二条の規定により同法第十条第一項の閣議決定を実施するために課された承認を受ける義務に係る部分に限る。）、第十七号（電波法第百八条の二第一項に規定する人命の保護又